

## 1 業務委託名

令和8年度 安曇野ブランド発信支援事業業務委託

## 2 業務の目的

市内事業者の商品やサービスを県内外に発信することを主軸とし、市内の商工業・農業・観光等の分野を横断的に捉えながら、販路拡大及び売上向上を通じた地域ブランド力の向上を図る。

## 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月15日まで

## 4 委託業務の内容

- (1) 長野県外イベント出展
- (2) 長野県内イベント出展
- (3) 情報発信

## 5 資格要件等

本業務の資格要件等は以下のとおりとする。

- (1) 直近3年以内に長野県外及び県内においてイベントの主催及び運営を行った実績があること。
- (2) WebサイトやSNS等のインターネット上のサービスとは別に、本事業に関する情報発信を行うための媒体を自ら保有し運用していること。

## 6 業務詳細

- (1) 長野県外イベント出展

### ア 趣旨

安曇野市産の食材を使用した商品を販売する市内事業者を複数募集し、首都圏等で開催されるイベントに安曇野ブースとして出展することにより、当該事業者の販路拡大を図るとともに、安曇野ブランドの発信を行う。

### イ イベント内容

- ・複数の市内事業者の商品を取り扱う共同ブースを、1ブース出展するものとする。
- ・出展事業者の販路拡大に加え、市内の商工業、農業、観光等と連携し、安曇野ブランドの向上を図るものとする。

### ウ 事業実施要件

- (ア) 実施回数

委託期間内に1回以上

- (イ) 想定出展事業者数

安曇野市内の事業者 3 社以上

(ウ) 費用等

出展事業者の出展に係る費用は無料とし、商品の送料、交通費及び宿泊費等が発生する場合は、委託料の範囲内で対応するものとする。ただし、商品の買取販売は行わないものとする。

(エ) 実施方法

- ・市と協議の上出展事業者の募集及び商品の選定を行うとともに、出展事業者並びにイベント運営者との調整等、事務局として必要な一連の業務を行う。
- ・イベント当日において、ブースの運営及び商品の販売補助業務を行う。

(オ) その他

- ・本事業に適した出展候補イベントを市へ提案し、企画提案書を基に市と協議の上、決定するものとする。
- ・本業務の遂行にあたっては、適宜市と協議しその指示に従うものとする。

(2) 長野県内イベント出展

ア 趣旨

安曇野市産の素材を使用した商品を販売する市内事業者を複数募集し、長野県内で開催されるイベントに安曇野ブースとして出展することにより、当該事業者の販路拡大を図るとともに、安曇野ブランドの発信を行う。

イ イベント内容

- ・複数の市内事業者の商品を取り扱う共同ブースを、1 ブース出展するものとする。
- ・出展事業者の販路拡大に加え、市内の商工業、農業、観光等と連携し、安曇野ブランドの向上を図るものとする。

ウ 事業実施要件

(ア) 実施回数

委託期間内に 1 回以上

(イ) 想定出展事業者数

安曇野市内の事業者 3 社以上

(ウ) 費用等

出展事業者の出展に係る費用は無料とし、商品の送料、交通費及び宿泊費等が発生する場合は、委託料の範囲内で対応するものとする。ただし、商品の買取販売は行わないものとする。

(エ) 実施方法

- ・市と協議の上出展事業者の募集及び商品の選定を行うとともに、出展事業者並びにイベント運営者との調整等、事務局として必要な一連の業務を行う。
- ・イベント当日において、ブースの運営及び商品の販売補助業務を行う。

(オ) その他

- ・本事業に適した出展候補イベントを市へ提案し、企画提案書を基に市と協議の上、決定するものとする。

- ・本業務の遂行にあたっては、適宜市と協議し、その指示に従うものとする。

### (3) 情報発信

#### ア 趣旨

市内事業者及び当該事業者の商品・サービス等を中心に県内外へ情報発信を行い、あわせて市の取組等についても発信する。

#### イ 内容

- ・安曇野の素材を使用し、又は独自のこだわりを持つ事業者を取り上げることにより、安曇野ブランドの向上を図る内容とする。
- ・(1) (2) と連携させた内容とする。

#### ウ 実施方法

- ・取り上げる事業者や内容、発信ツール及び発信媒体については、市と協議の上決定するものとする。
- ・取材費及び制作費が発生する場合は、委託料に含めるものとする。

## 7 予算

2,761,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

企画提案書提出時には、積算内訳を記した参考見積書を提出するものとする。

令和8年度予算において、提案時の上限金額が減額または削除された場合、業務受託予定者の提案内容を変更して契約するか、または契約を締結しない場合がある。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すものである。

## 8 業務実施にあたっての注意事項

- (1) 本業務の目的を達成するために、実施段階に応じた必要経費を確保し、円滑に事業を運営すること。

## 9 その他業務実施上の条件

- (1) 関係法令の遵守

受託者は関係法令を遵守すること。

- (2) 個人情報の保護

受託者は、この契約による個人情報の取り扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。また、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を守らなければならない。

- (3) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。

担当課：安曇野市商工観光スポーツ部商工労政課

連絡先：TEL 0263-71-2000（内線 3132）

shokorosei@city.azumino.nagano.jp

担当者：延本

(別記)

## 個人情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律、安曇野市個人情報保護法施行条例（令和4年安曇野市条例第32号）その他関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(機密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失、き損及び改ざん（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件業務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受注者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受注者は、本件業務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理体制、安全対策その他の安全管理措置について、確認しなければならない。

(第三者への委託等の禁止)

第6 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らがを行い、第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社を含む。以下同じ。）に委託し、又は請け負わせるてはならない。

(第三者への委託等の準用)

第7 この特記事項は、受注者が、発注者の承諾に基づき、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときに準用する。

(業務従事者への周知)

第8 受注者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第9 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第10 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(資料等の廃棄)

第11 受注者は、この契約による業務を処理するために、受注者自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後速やかに廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

(監査及び調査)

第12 発注者は、この契約に係る個人情報の取扱いについて、安全管理措置が講じられているかどうか監査又は調査を行うことができる。

(事故報告)

第13 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(指示)

第14 発注者は、受注者が契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(契約の解除及び損害の賠償)

第15 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受注者に対して損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 本件事務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件業務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受注者が第三者への発注等をし、当該第三者等において発生した場合であっても、当該受注者が負うものとする。